

1. 避難所等の環境整備に関する専門委員会

■ 目的

- 石川県地震被害想定の見直しや令和6年能登半島地震における課題や教訓、社会的な要請を踏まえ、実効性のある地域防災計画の改定を行うため、下記観点で小松市における避難所等の環境整備について専門家による協議・検討を行う。

①避難所の安全性と避難者数に応じた配置 ②スフィア基準を指標とした避難環境 ③公的備蓄・個人備蓄・流通備蓄の充実

2. 専門委員会委員

■ 委員の構成と専門分野

- 以下の委員により「避難所等の環境整備に関する専門委員会」を構成する。

表1. 専門委員会委員

区分	氏名	分野	役職等
委員長	青木 賢人	避難行動（自然地理学）	金沢大学 人間社会研究域 地域創造学類 准教授
委員	二木 秀樹	地域における避難所運営	小松市町内会連合会 会長
	高野 明美	女性視点を取り入れた避難所運営	小松防災士の会 副会長
	表 幹也	子ども・障がい者・高齢者避難支援（保健福祉専門職）	社会福祉法人南陽園
	下徳 こづえ	外国人の避難支援	小松市国際交流協会 会長
	荒木 達人	指定避難所（学校）施設管理者	小学校・中学校 校長会
	山口 和博	地域企業との連携	小松商工会議所 専務理事
	第1回～第2回：吉本 光希 第3回～第4回：半田 祐介	物資支援流通体制（指定公共機関（輸送））	佐川急便株式会社 加賀営業所 所長
	片岡 俊明	流通備蓄による物資供給	イオンリテール株式会社 中部カンパニー エリア政策推進グループ 北陸エリア担当部長
宇野 義和	土砂災害関係行政機関	石川県南加賀土木総合事務所 技術次長	

3. 開催状況

■ 専門委員会開催の概要と協議内容

- これまで全4回の委員会を開催し、小松市地域防災計画の改定に向けた協議・検討を行った。

表2. 開催状況

回	日程	協議内容
1	令和7年 6月30日	<ul style="list-style-type: none"> 地震被害想定の見直し 地域防災計画の改定と進め方 検討事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難者数に応じた避難所の適正配置（避難所適正配置手法の提示） イ 避難環境の整備と被災者支援の強化（環境整備と支援強化手法の提示） ウ 公的備蓄・個人備蓄・流通備蓄の充実（基本方針、必要数量検討手法の提示）
2	令和7年 8月29日	<ul style="list-style-type: none"> 第1回専門委員会の振り返り 検討事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難者数に応じた避難所の適正配置（想定避難者数、避難所の収容率） イ 避難環境の整備と被災者支援の強化（避難所の現状把握、避難所カルテの項目） ウ 公的備蓄・個人備蓄・流通備蓄の充実（基本方針、必要数量） 地域防災計画の改定に向けた課題整理
3	令和7年11月21日	<ul style="list-style-type: none"> 第2回専門委員会の振り返り 検討事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難者数に応じた避難所の適正配置（想定避難者数、避難所の収容率、指定避難所の見直し） イ 避難環境の整備と被災者支援の強化（現状把握のための意見照会結果） ウ 公的備蓄・個人備蓄・流通備蓄の充実（基本方針、必要数量、備蓄集配能力） 県計画（R7.9）の公表を踏まえた地域防災計画改定の課題整理
4 (書面開催)	令和8年 1月 9日	<ul style="list-style-type: none"> 第3回専門委員会の振り返り 検討事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難者数に応じた避難所の適正配置（指定避難所の見直し、新たな避難場所） イ 避難環境の整備と被災者支援の強化（被災者支援の強化策の考え方） ウ 公的備蓄・個人備蓄・流通備蓄の充実（基本方針・必要数量、備蓄集配能力） 地域防災計画の骨子案

4. 検討内容

専門委員会における検討の3本柱

避難者数に応じた避難所の適正配置

避難環境の整備・被災者支援の強化

公的備蓄・個人備蓄・流通備蓄の充実



写真1. 第1回



写真2. 第2回



写真3. 第3回

避難者数に応じた避難所の適正配置

1. 想定される避難者数の算出

■ 検討に使用したデータ

- 小松市で避難者数が最大となる「福井平野東縁断層帯主部（北に震源）・冬18時・強風」における石川県地震被害想定調査結果（令和7年5月）で示された基礎データや避難者数データを使用した。

表1. 検討に使用したデータの概要

項目	概要
想定シーン	福井平野東縁断層帯主部（北に震源）・冬18時・強風
道路データ	県被害想定で用いている道路ネットワークデータ（一般道路、自動車専用道路、高速自動車国道、一般国道、県道、市道）
避難者数	小松市で避難者数が最大となる想定地震・シーンの発災1週間後の避難者数は32,932名
避難所 避難者数	避難者数に避難所避難比率を乗じた値であり、指定避難所の配置見直し検討に用いる値 小松市で避難者数が最大となる想定地震・シーンの発災1週間後の避難所避難者数は16,466名 ※以降、本資料における避難者数は避難所避難者数を指す 避難所避難者数：避難者数×避難所避難比率 避難所避難比率：（1日後・3日後）0.60⇒（1週間後）0.50⇒（1か月後）0.30

■ 避難者数分析

- 各指定避難所に想定される避難者数をGISソフトを用いて算出した。算出方法は、①直近ルートによる分析、②校下・地区内での分析の2パターンである。
- また、これらの分析結果と③町内会長への意見照会を把握した町内における避難計画との比較も行った。



図2. 町内会長への意見照会結果とGISソフトによる分析結果の比較

■ 地震による道路閉塞の考慮

- 県被害想定では、**震度6強以上**となり、**集落への全てのアクセス道路（幅員3m以上）が土砂災害危険箇所等に隣接**しているため、地震に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となるおそれのある集落が孤立集落として整理されている。小松市では4集落が該当する。
- 加えて、県被害想定にて具体的に道路閉塞箇所が想定されている「閉塞する可能性の高い道路の分布（**斜面災害の発生率可能性大・道路橋梁被害が大規模損傷以上**）」から、通行不可の道路を設定し、指定避難所に到達できない可能性のある箇所を分析。
- これらの地域では、**公民館等の一時避難所の活用等を含めて、避難場所の確保**を行う。

■ 災害時要支援者・外国人避難者

- 校下・地区別の災害時要支援者・外国人数の人口比から、校下・地区別の避難者数に占める災害時要支援者数・外国人数を推定した。

2. 指定避難所の収容率の算定

■ 収容率の算定方法

- 避難者一人当たりの面積として3.5㎡、及び通路幅を確保することが理想であるが、発災当初は避難者が殺到することから、収容することを優先させる方針とし、表2の通り時間経過に応じた一人当たりの面積を設定し、時間経過毎の避難者数に対する収容率を算定した。

表2. 時間経過に応じた一人当たりの面積

時間経過	一人当たりの面積（出典）
発災当日・1日後	2.0㎡（小松市避難所運営マニュアル 地域版）
発災1週間後	3.5㎡（スフィア基準を参考に設定）
発災1か月後	3.5㎡ 追加で通路確保（右図参照）

縦横に幅2mの通路を想定
避難者スペースは一人当たり3.5㎡を想定

図3. 通路を確保するレイアウトイメージ

■ 収容率の算定結果

- 時間経過ごとの収容率を算定した結果、①直近ルートによる分析結果と②校下・地区内での分析結果に大きな差はみられなかったため、**地域コミュニティを考慮し②校下・地区内での分析結果を基に、指定避難所の配置見直し検討を行う**こととした。

3. 指定避難所の配置見直し検討

■ 指定避難所の配置見直し方針

- 指定避難所の追加指定等の要否を検討した。
- また、下記条件に該当する指定避難所の廃止・集約を検討した。
 - ① **土砂災害（特別）警戒区域内に位置**する指定避難所
 - ② **近隣に複数位置**している指定避難所
 - ③ **校下・地区内に、避難環境が整っている**
 - ④ **維持管理に支障**がある指定避難所
 別の指定避難所がある

■ 指定避難所の配置見直し結果

- 既存の指定避難所の避難スペースの追加や中学校校下単位で収容可否を確認した結果、発災1週間後の避難者において**いずれの校下・地区も基本的には中学校校下で収容可能**であることを確認した。
- 発災直後の避難者を受け入れるため、「**指定緊急避難場所**」を追加する。

■ 新たな避難所の定義

- 指定避難所のうち14施設を「**指定避難所（拠点）**」と位置づけ、物資・資機材の充実や当該中学校下の避難所外避難者の状況把握の拠点とすることで、市による避難者支援等の効率化を図る。
- 地震時に孤立し、指定避難所まで到達できないことが想定される町内の公民館等を「**一時避難所（孤立）**」と位置づけ、道路閉塞等が解消されるまでの間、一時的に避難生活を送る場所を確保する。
- 廃止する指定避難所を、災害の規模に応じて、災害対策本部が必要と認めるときに開設する予備的な避難所である「**予備避難所**」とする。

表3. 新たに定義する避難所

新たな避難所	定義	運用等
指定避難所（拠点）	指定避難所のうち、 地域のバランス、人口割合等を考慮して備蓄等を強化した中学校下単位等に設ける地域の拠点となる避難所。	<開設条件> 発災初期段階から他の指定避難所同様に開設・運用する。 <運用> 中学校下内の避難所外避難者への物資の提供や避難者の状況の集約、市災害対策本部との情報共有の拠点とする。
一時避難所（孤立）	自助・共助の観点から地域の自主防災組織あるいは町内単位で運用し、市の指定する避難所に至る前の中継拠点などとして避難者が一時的に集合する公民館等のうち、地震時に孤立することが想定され、指定避難所まで到達できない町内にある公民館等。	<開設条件> 発災後、避難者が道路閉塞等により指定避難所まで到達できない場合に開設・運用する。 <運用> 避難者自身で開設の上、一時的に避難生活を送る場所であり、道路閉塞が解消するなど、指定避難所まで到達できるようになった時点で閉鎖する。
予備避難所	災害の規模に応じて、 災害対策本部が必要と認めるときに開設する予備的な避難所 とする。一方で、地域の自主防災組織あるいは町内会が予備避難所を町内の避難場所（一時避難所）として活用することを妨げるものではない。	<開設条件> 避難者が多数になり、指定避難所への受入れが困難となった場合または、学校施設となっている指定避難所で学校再開のために避難者に二次避難を促す必要が生じた場合に、当該避難者を受け入れるために開設する。 <運用> 予備避難所として開設することとなった場合に、市職員を派遣する。近隣の指定避難所等から避難者を受け入れる。近隣の指定避難所に派遣される職員と協力して避難者の受入れや物資の手配を行う。

■ 帰宅困難者対策

- 帰宅困難者が集中すると想定される施設として、小松空港、小松駅が考えられる。
- 小松空港A2-BCP（令和6年12月改訂）では、災害時の滞留者（空港利用者+従業員）として200名を想定しており、小松空港における帰宅困難者は小松空港関係機関により対応されることとなっている。
- 小松駅については、**小松駅近傍における帰宅困難者への対応として新たな予備避難所を追加**する。
- 帰宅困難者を当施設で一時的に受け入れ、インフラの復旧に伴い順次帰宅支援（二次避難）を行うこととする。

4. 避難計画の検討

- 避難計画として、「避難者数に応じた避難所の適正配置の検討」で整理した各指定避難所に想定される発災後1週間後の避難者数を基に、各指定避難所へ避難する町会を整理する。
- 当該町会に想定される避難者数、及び避難者数に占める災害時要支援者数・外国人数の推計結果も併せて整理する。

1. 指定避難所・一時避難所の現状把握

■ 指定避難所の現状把握

- 避難環境の整備に向けた現状把握として、各指定避難所の下記項目を把握・整理した。

表1. 避難所カルテへの掲載項目

No.	項目	No.	項目	No.	項目
1	カルテ作成時点	12	避難可能スペース(居室、面積)	22	ガスの有無、種別
2	住所、施設名	13	収容人数	23	冷暖房設備の有無、数量
3	位置図	14	避難所使用レイアウト図	24	入口のバリアフリー導入有無
4	配置図(見取り図)	15	備蓄品保管スペース(場所、面積、高さ)	25	車両の進入経路
5	電話番号、FAX	16	備蓄品、数量	26	前面道路の幅員(m)
6	建築年月	17	上水道施設の有無	27	進入口の幅員(m)
7	階層、構造	18	下水道施設の種別(くみ取り式か否か)	28	物資の搬入口の場所
8	駐車可能台数	19	情報収集機器の種別(テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線、その他)、数量	29	近隣の福祉避難所
9	管理者リスト(役職、氏名、居住地、連絡先)	20	トイレ設備の数量	30	近隣の避難所
10	デジタルキーボックスの有無、位置	21	電気の利用可否	31	施設写真(敷地入口、建物入口、デジタルキーボックス、避難スペース、備蓄品保管スペース、アクセス路)

■ 意見照会を通じた一時避難所の現状把握

- 町内会長(246人)へ下記3項目を意見照会し、町内で活用されている一時避難所を把握した。
①地域の避難計画(避難場所、避難経路) ②指定避難所以外の避難場所の諸元 ③その他課題等

2. 被災者支援の強化策の検討

■ 指定避難所等への避難環境整備の基本的な考え方

- 避難場所の種別に応じて避難生活に必要な物資・資機材の備蓄を行い、避難環境の整備を図る。

表2. 避難所ごとの避難環境整備の考え方

備蓄状況	項目	概要
充実	指定避難所(拠点)	【定義】 ・指定避難所のうち、地区のバランス、人口割合等を考慮して備蓄等を強化した中学校下単位などに設ける地域の拠点となる避難所 【避難環境整備の考え方】 ・中長期的に避難生活を送ることができるよう、必要な設備・食料・資機材を充実させる
	指定避難所	【定義】 ・原則として学校等の市及び県の管理する施設の中から選定 【避難環境整備の考え方】 ・被災者が一定期間生活するために必要な設備の整備や避難所開設・運営に必要な最低限の食料・資機材を備蓄
	一時避難所(孤立)	【定義】 ・自助・共助の観点から地域の自主防災組織あるいは町内会単位で運用し、市の指定する避難所に至る前の中継拠点などとして避難者が一時的に集合する公民館等のうち、地震時に孤立することが想定され、指定避難所まで到達できない町内にある公民館等 【避難環境整備の考え方】 ・災害などの緊急時の一時的な避難のために必要な避難所開設・運営に必要な最低限の食料・資機材を備蓄
	予備避難所	【定義】 ・災害の規模に応じて、災害対策本部が必要と認めるときに開設する予備的な避難所 ・地域の自主防災組織あるいは町内会が予備避難所を町内避難場所(一時避難所)として活用することを妨げるものではない ・避難者が多数になり、指定避難所への受け入れが困難となった場合または、学校施設となっている指定避難所で学校再開のために避難者に二次避難を促す必要が生じた場合に、当該避難所を受け入れるために開設 【避難環境整備の考え方】 ・原則として現状の設備を活用し、食料・資機材等は備蓄しない

2. 被災者支援の強化策の検討

■ 避難所に必要な設備・資機材、要件の整理

- ライフラインやトイレの確保等、**避難所運営に必要な設備・資機材を整理**し、指定避難所での確保に努める。
- 併せて、多目的スペースやペット向けのスペース等、**女性や外国人等の多様な被災者に対応するための避難所運営上検討すべき事項を整理**した。

■ 避難者へのトイレ確保の検討

- 過去の災害における仮設トイレの設置状況や、**スフィア基準等を踏まえた考え方を整理し、災害時のトイレ確保に必要な備蓄について検討し、備蓄計画に反映**する。
- トイレの必要個数は、最終的に**スフィア基準等を満たすよう、段階的に確保**する。
- 日ごろから活用している掃除道具やトイレ関連備品(清掃用具等)を最大限活用することとし、災害時に急速に需要が増加し、3日間の避難生活の中で不足が想定される備品を備蓄品の対象とする。
【備蓄品の対象物】
・トイレットペーパー
・生理用品
・サニタリーボックス(黒いごみ袋)
・ペーパータオル
・掲示物

■ デジタル技術の導入による円滑な被災者支援

- デジタル技術として下記を導入・活用することで、円滑な被災者支援を目指す。



図1. デジタル技術の導入・活用イメージ

■ 避難所カルテの作成

- 指定避難所毎に避難所カルテを作成する。
- レイアウトの検討にあたっては、**女性や要配慮者用のスペースの確保に留意**する。
- 備蓄物資・資機材については、**国の運用する新物資システム(B-PLo)に登録する市内の備蓄物資・資機材リストを参照する形とし、管理・更新を容易**することに留意する。

図2. 避難所カルテイメージ

■ 検討背景・目的

■ 石川県地震被害想定の見直し

- 令和3年頃から能登地方において地震活動が活発化していることや、**前回の被害想定調査から20年以上が経過**したことを鑑み、最新の科学的知見や手法、大規模地震から得られた課題や教訓、建物や人口等の社会条件の変化と地域特性を反映し、新たな被害想定調査が実施された。

■ 令和6年能登半島地震における課題・教訓

- 令和6年能登半島地震において「発災からの時間経過に応じた物資ニーズの変化」や「避難所への計画的・効率的な物資配送」等の備蓄品の確保や物資輸送に関する課題を踏まえ、**総合的な備蓄体制構築の必要性**が明らかとなった。



■ 検討目的

- 備蓄物資を確保するための基本方針を整理した上で、公的備蓄・流通備蓄（民間備蓄）・家庭内備蓄・企業内備蓄などの状況を踏まえ、**備蓄数量・品目・締結すべき協定・備蓄の推進方法・備蓄物資の輸送方法などを総合的に検討**し、備蓄計画としてとりまとめを行う。

■ 検討フロー

- 公的備蓄・個人備蓄・流通備蓄の充実に向けて、次のフローの通り検討を行っている。

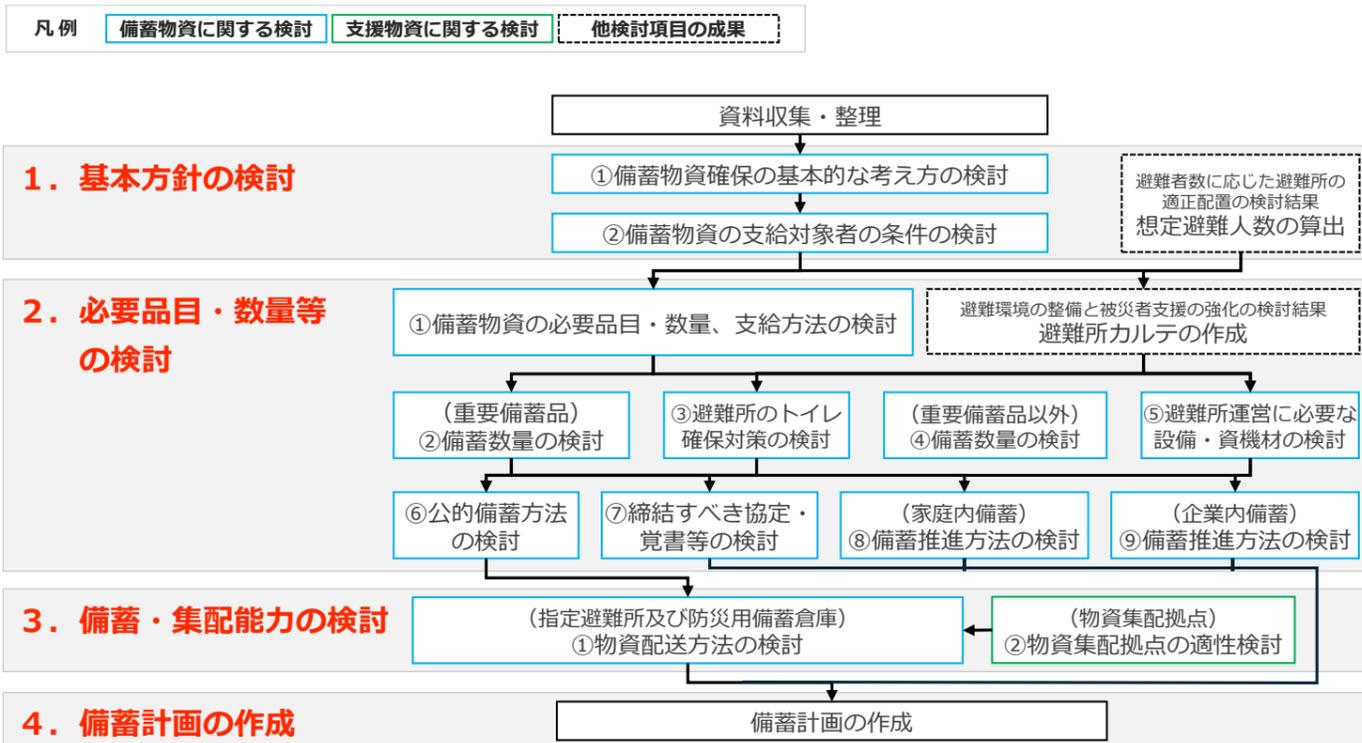


図1. 公的備蓄・個人備蓄・流通備蓄の充実に向けた検討フロー

1. 基本方針の検討

(1) 備蓄物資確保の基本的な考え方

- 小松市では、**発災から3日間までの備蓄を「公的備蓄・市内の流通備蓄・家庭内備蓄」で確保**するよう努める。
- 発災から4日目以降は、国からのプッシュ型支援により物資を確保する。

表1. 発災後からの時間経過に応じた備蓄の考え方

凡例: → 必須 - - - - - → 必要に応じて

項目	発災当日	発災2日目	発災3日目	発災4日目	発災5日目以降
公的備蓄(市)	→				
市内の流通備蓄		- - - - - →			
家庭内備蓄	→			- - - - - →	
救援物資(国等)				→	

(2) 備蓄物資の支給対象者の条件

- 支給対象者、1日あたりの支給回数、支給期間は次の通り設定した。
- 支給対象者：**避難所避難者・避難所外避難者**

表2. 避難者数の定義

項目	概要
避難者数	自宅での生活が困難となる避難者数 県被害想定において下記の計算式で算出された避難者数 小松市で避難者数が最大となる想定地震・シーンの発災1週間後における避難者数は 32,932名 避難者数 = (全壊棟数×1.0 + 半壊棟数×0.13) × 1棟当たり平均人員 + 上水道機能支障人口×ライフライン停止時生活困窮度
避難所避難者数	避難者のうち、避難所に避難する人数 避難者数に避難所避難比率を乗じた値である 小松市で避難者数が最大となる想定地震・シーンの発災1週間後における避難者数は 16,466名 避難所避難者数 = 避難者数 × 避難所避難比率 避難所避難比率: (1日後・3日後) 0.60 ⇒ (1週間後) 0.50 ⇒ (2週間後) 0.40 ⇒ (4週間後・1か月後) 0.30
避難所外避難者数	避難者のうち、避難所以外の場所に避難する人数(※自宅で生活を継続する方はこの数に含まない) 避難者数から避難所避難者数を差し引いた値である 小松市で避難者数が最大となる想定地震・シーンの発災1週間後における避難者数は 16,466名 避難所外避難者数 = 避難者数 - 避難所避難者数

- **1日あたりの支給回数: 3回**
 最低限3食の食事を確保する観点から、**主食+飲料水**を確保配慮が必要な方への物資は別途算定
- **支給期間: 発災当日～発災3日目(3日間)**

2. 必要品目・数量等の検討

(1) 備蓄物資の必要品目・数量、支給方法の検討

■ 「重要備蓄品」の選定

- 内閣府が「被災者の命と生活環境に不可欠な物資（基本8品目）」と定める品目に加え、飲料水と乳児向けの哺乳瓶を加えた **10品目を「重要備蓄品」とする。**

表3. 小松市として備蓄を推進すべき重要備蓄品（10品目）

食料・飲料水	①食料* ②乳幼児ミルク及び液体ミルク* ③飲料水
生活必需品	④毛布* ⑤哺乳瓶 ⑥乳幼児おむつ* ⑦大人用おむつ* ⑧生理用品*
トイレ対策	⑨携帯トイレ* ⑩トイレットペーパー*

*国のプッシュ型支援基本8品目に該当するもの

(2) 備蓄数量の検討

- 市内事業者及び協定事業者を対象とした市内流通備蓄の数量調査結果に基づき、小松市における「公的備蓄・市内流通備蓄・家庭内備蓄」の分担の具体的な数量を算定した。

(3) 避難所のトイレ確保対策

- 過去の災害における仮設トイレの設置状況や、スフィア基準等を踏まえた考え方を整理し、災害時のトイレ確保に必要な備蓄について検討し、備蓄計画に反映する。
- トイレの必要個数は、**最終的にスフィア基準等を確保するよう、段階的に確保**する。
- 日ごろから活用している掃除道具やトイレ関連備品（清掃用具等）を最大限活用することとし、**災害時に急速に需要が増加し、3日間の避難生活の中で不足が想定される備品を備蓄品の対象**とする。

(4) 備蓄数量の検討（重要備蓄品以外）

- 重要備蓄品以外（生活必需品や避難所に必要な設備・資機材等）については、**避難所の区分ごとに必要品目・数量を選定し、備蓄計画に反映**させる。
- 重要備蓄品以外については、**市による公的備蓄のほか、流通（民間）備蓄を有効活用して確保**する。

(5) 避難所運営に必要な設備・資機材の検討

- 指定避難所等の備蓄の考え方を整理した。

表4. 指定避難所等の備蓄の考え方

備蓄状況	項目	概要
	指定避難所（拠点）	【備蓄の考え方】 ・指定避難所と比較して食料・飲料水等の物資や資機材の備蓄を充実させる。
	指定避難所	【備蓄の考え方】 ・被災者が一定期間生活するために必要な食料・飲料水等の物資や避難所開設・運営に必要となる最低限の資機材を備蓄する。
	一時避難所（孤立）	【備蓄の考え方】 ・災害などの緊急時の一時的な避難のために必要な食料・飲料水等の物資や避難所開設・運営に必要となる最低限の資機材を備蓄する。
	予備避難所	【備蓄の考え方】 ・原則として食料、資機材等は備蓄しない。

2. 必要品目・数量等の検討

(6) (市の公的備蓄) 備蓄方法の検討

- 小松市は、発災から3日間までの備蓄を「公的備蓄・市内の流通備蓄・家庭内備蓄」で確保し、**集中備蓄と分散備蓄を組み合わせる**。
- 集中備蓄は、市内にある防災備蓄倉庫を基本とする。
- 分散備蓄は、市内にある指定避難所等を基本とする。

(7) (流通備蓄) 締結すべき協定・覚書等の検討

- 小松市として、発災から3日間は、市内流通備蓄として協定事業所の民間備蓄を確保し、発災直後から供給することを想定する。発災から4日目以降は、市外の協定事業所の民間備蓄も確保し、不足する物資や資器材の供給を受ける。
- 今後、**市内のスーパーやドラッグストア等を中心に協定締結を推進**する。

(8) (家庭内備蓄) 備蓄の推進方法の検討

- 小松市として、**発災から3日間は、家庭内備蓄による物資の確保をお願い**する。
- **可能であれば1週間分を基本に備蓄することを推奨**する。

(9) (企業内備蓄) 備蓄の推進方法の検討

- 企業内における備蓄は、**最低3日分、可能であれば1週間分を基本に備蓄することを推奨**する。
- 飲料水、食料、防寒具、敷物、簡易トイレの他、事業継続の観点や帰宅困難者の受入れの観点を加味し、**企業ごとに必要な備蓄品を検討**することが望ましい。

3. 備蓄・集配能力の検討

(1) 物資集配方法の検討

■ 備蓄物資配送ルート等の確認

- 小松市の北側・南側ともに第1次緊急輸送道路が複数ルートあり、市外から市内への輸送ルート確保は現実的であると考えられる。
- 防災備蓄倉庫・物資集配拠点ともに緊急輸送道路近傍に位置しており、比較的早期からアクセス路の活用開始が想定される。
- 市役所周辺に防災備蓄倉庫の立地が集中している。

■ 防災備蓄倉庫の立地状況を踏まえた見直し

- 防災備蓄倉庫について、**市中心部に集中していることから、配置の見直し**を行う。
- **備蓄倉庫面積確保の観点から、民間倉庫も活用**する。

(2) 物資集配方法の適性検討

- 物資集配拠点について、現状の5施設を基本とする。

4. 備蓄計画の作成

- 専門委員会による構成案を踏まえ、地域防災計画改定に合わせて公表する。

今後の予定

専門委員会における 主な改定ポイントの検討

- ✓ 避難者数に応じた避難所の適正配置
- ✓ 避難環境の整備・被災者支援の強化
- ✓ 公的備蓄・個人備蓄・流通備蓄の充実

